

米国国務省レポート

ナイジェリア

各国の宗教の自由に関するレポート 2007

民衆主義・人権・労働局により発表

憲法は、自分の宗教や信仰を変える自由および礼拝、教育、実践、儀式を通して自分の宗教あるいは信仰を表明し布教する自由を含め、宗教の自由を定めている。ナイジェリア政府は、一般的に宗教の自由を尊重しているが、防衛および治安上の問題に対応するために、宗教活動に対して制約を課すことがある。

本レポート対象期間中、ナイジェリア政府が宗教の自由を尊重している状況に変化はなく、政府の政策は、一般的に宗教の自由な実践に貢献しつづけている。

キリスト教徒とイスラム教徒間の緊張関係は一部の地域で続いており、表面上は社会経済的性格あるいは政治的性格の紛争が実は宗教に根ざしていることが多い。Jehovah's Witnesses の信者はしばしばその宗教を実践し、その存在は社会一般に受け入れられているが、宗教的な理由から地域の年齢別会合に参加しない Jehovah's Witnesses に対する社会的差別に関するいくつかの個別事例が見られる。

米政府は、宗教の自由に関連したいくつかの問題への取り組みは、米大使館が実施するプログラムの中で重視すべき問題であると考えている。大使および大使館は、これらの問題について政府、宗教指導者、地域社会の指導者、伝統的な指導者と話し合い、宗教の自由の重要性を強調する上で積極的な役割を果たしてきた。大使館はまた、宗教の自由に関するプロジェクトや政策に相当な資金を提供してきた。

セクション 宗教上の民主主義

ナイジェリアは、国土面積 356,700 平方マイル、人口 135,231,200 人の国である。人口の中でイスラム教徒とキリスト教徒が占める割合についての信用できるデータはない。一般的には、キリスト教徒とイスラム教徒はほぼ同数であり、キリスト教徒あるいはイスラム教徒でありながら伝統的土着信仰を実践する国民も多い。イスラム教徒の中ではスンニ派が最大勢力であるが、土着のシーア派のコミュニティが、北部の遠隔地にある。キリスト教徒には、ローマ・カトリック、アングリカン、バプティスト、メソジスト、長老教会ならびにその数が増加している福音伝道協会とペンテコスタ協会と Church of Jesus Christ of Latter-Day Saints (モルモン教) が含まれている。

Hausa-Fulani 族と Kanuri 族が支配する北部は、イスラム教徒が支配的である。しかし、相当数のキリスト教徒が、50 年以上前から北部に住み、イスラム教徒と結婚しているキリスト教徒もいる。全体として、イスラム教徒とキリスト教徒は平和的に共存しており、Kaduna 州の一部地域を除き、イスラム教徒もキリスト教徒のいずれのコミュニティも、お互いに完全に切り離すことはできない。連邦首都区域 (FCT) を含む中央ベルト地帯には、イスラム教徒もキリスト教徒も多く居住している。Yoruba 族が支配的な南西部では、キリスト教徒とイスラム教徒の数はほぼ同じである。ほとんどの Yoruba 族がキリスト教かイスラム教のどちらかの信者であるが、伝統的な Yoruba 族の宗教儀式もいまだに行われている。南部の部族グループはキリスト教徒であることがほとんどである。Igbo 族が支配的な東部では、カトリック、アングリカン、メソヂストが大多数を占めているが、多くの Igbo 族がキリスト教の信者でありながら、伝統的宗教の儀式や式典に参加しつづけている。

2007 年 3 月に発表された政府の全国センサスには、どの宗教あるいは民族に属するかというデータは含まれていなかった。これは、この問題を巡って多くの議論が生じているからである。

多くの宗教団体の外国人宣教師が自由に活動を行っており、その多くが 10 年以上、ナイジェリアで暮らしている。

セクション 宗教の自由の状況

法律/政策上の枠組み

憲法は、自分の宗教や信仰を変える自由および礼拝、教育、実践、儀式を通して自分の宗教あるいは信仰を表明し布教する自由を含め、宗教の自由を定めている。憲法第 1 章第 1 項では、政府が、ある宗教を国教とすることを禁じている。ナイジェリア政府は、一般的に宗教の自由を尊重しているが、防衛および治安上の問題に対応するために、宗教活動に対して制約を課すことがある。

ナイジェリア政府は、イスラム組織会議のメンバーであるが、国教はない。

毎年、ナイジェリア政府は、イスラム教とキリスト教両方の祭日を国の祝日として祝っている。すなわち、Eid al-Adha、Eid al-Fitr、聖金曜日、復活祭の月曜日、預言者モハメドの生誕日、クリスマス、贈り物の日 (Boxing Day) である。

連邦共和国は 36 州で構成されている。州知事には大きな自治権が認められているが、連邦政府の監督に従うことを条件に連邦会計から多額の予算が配分されている。憲法は、州および地方政府が、特定の宗教あるいは民族を採用したり、優遇することを禁じている。一部のキリスト教徒は、シャリアの法制度の中の刑法が 2000 年に再導入されたこと、また、モスク建設、Qadis（シャリア裁判所判事）の指導、北部 12 州の Mecca 巡礼（Hajj）のための補助金給付に国の予算が使われ続けていることは、実質的にイスラム教を国教とするものであると訴えている。さらに、Nigerian Civil Liberties Organization (CLO) は、宗教省の設立および Zamafara 州における伝道師会議の設置は、イスラム教を国教として認めることに等しいと主張している。しかし、北部の州を含む複数の州が、キリスト教徒のエルサレム巡礼への補助金給付および教会建設のために予算配分を行っている。キリスト教あるいはイスラム教のどちらが支配的であるかにかかわらず、一般的に、州は、その住民の大多数が表明する宗教ニーズに対応している。

憲法は、コモンローあるいは慣例法にもとづき州が裁判所を設立することができる」と規定している。北部の各州は、コモンローおよび慣例法の裁判所に加え、シャリアの上訴裁判所の設立という方法を選択した。その他の多くの州は、中央ベルト地帯の Benue や Plateau を含め、シャリアの上訴裁判所を設けている。2000 年に、北部の 12 州（Sokoto、Kebbi、Niger、Kano、Katsina、Kaduna、Jigawa、Yobe、Bauchi、Bono、Zamfara、Gombe）がシャリア法の中の刑法を再導入した。2000 年以前は、裁判所は、民事訴訟の裁定のためにのみシャリア法を適用していた。イスラム教徒はシャリア刑法に従うことが義務付けられている州もあれば、選択制の州もある。憲法（第 262.2 項および 277.2 項）は、非イスラム教徒がシャリアの裁判を受けることは技術的に不可能としているが、実際には非イスラム教徒は、コモンローにもとづけば禁固刑となるがシャリア法にもとづけば罰金刑である場合など、シャリア法の方が罰則が軽い場合に、シャリア法の裁判所を選ぶことができる。被告は、コモンローにもとづく上訴裁判所で、シャリア法の刑法にもとづく判決の合憲性を争うことができる。前回の報告期間と同様に、法的に適切と認められる立場で合憲性が問われる事例が、コモンローの上訴裁判所に提訴されることはなかった。憲法は、また、政府が連邦シャリア上訴裁判所を設立することを定めているが、今までのところ、政府はそのような裁判所を設立しておらず、その設立の遅れに対して正当な理由を明らかにされていない。シャリアのための最高上訴裁判所としては、シャリアに関して正式な訓練を受ける必要がなく、また受けていないコモンローの判事で構成される最高裁判所がそのまま利用されている。

法律は、キリスト教徒とイスラム教徒が、新しい教会やモスクの建設を計画する場合には、法人問題委員会（CAC）に届け出ることを義務付けている。本レポートが対象とする期間中、宗教団体の登録申請を CAC が却下した事例は報告されていない。多くの教会やモスク

がこの登録義務を無視しており、特に連邦首都地域に多いが、その中の少数の教会やモスクは、区画整理（ゾーニング）法にもとづき、礼拝場所の廃止あるいは取り壊しを命じられた。

連邦および州政府は、公立学校における義務的な宗教教育について規制を行っている。

2007年6月、新大統領 Umaru Yar'Adua は、種々の宗教間の平和を維持するための政府の取り組みを助ける目的で、著名なイスラム教指導者およびキリスト教指導者で構成される異教徒間諮問会議の設置を約束した。前 Kaduna 州知事 Ahmed Makarfi を含む、一部の州知事は、異宗教間およびコミュニティ間の議論を積極的に奨励し、テロや緊張関係の防止を訴えた。ナイジェリア政府は、Kano をベースとする Inter-Ethnic Forum、Kaduna をベースとする Inter-Faith Mediation Center、Muslim/Christian Dialogue Forum などの非政府組織（NGO）の活動を奨励している。ナイジェリアの7千万のイスラム教徒のリーダーである Sultan of Sokoto のような伝統的なリーダーならびに様々な種族の長および全国の Emirs は、そのコミュニティにおける紛争を最小化するための対策を講じた。2007年4月の総選挙に先立ち、ナイジェリアキリスト教連盟およびイスラム教全国最高会議は、この2つの宗教の信者に対し、特に政治不安が高まった場合に、互いに対し礼儀と寛容を実践するようとする共同声明を発表した。

2007年6月18日、大統領は、Mecca への毎年の巡礼に連邦予算を配分するための国家 Hajj 委員会の設置を約束した。政府は、同様のキリスト教巡礼委員会の設置も検討することを同意している。

国家放送委員会は、テレビに出演し奇跡を取り上げる福音伝道派牧師に対し、その奇跡が真正であることを証明するよう義務付けている。しかし、この政策に対して異議を申し立てて起こされた訴訟を審理中の Lagos 高等裁判所はこの規則の執行を中止している。一部の福音伝道派牧師は、放送の中で奇跡を取り上げつづけている。

宗教の自由に対する制限

2005年6月に、Abuja 高等裁判所は、その政治的、民族的あるいは宗教的内容が社会不安を生む可能性のある集会を禁止するとした公秩序法の規定を削除した。一部の州政府は、民族・宗教にもとづく暴力を防止するために、改宗を目的とした大衆に対する示威運動を今なお禁じているが、戸外で行われる大規模な宗教集会在、このルールにもとづき制限される可能性は低い。

一般的に政府は、宗教出版物の配布を制限することはないが、散発的にはあるが、国有のラジオおよびテレビ局の番組で宗教広告を流すことを禁じた規定を執行している。民営のラジオ局は、定期的に宗教番組を放送している。

Zamfara 州では、シャリア裁判所が、イスラム教徒が関与する全刑事事件の審理を担当している。シャリア法制度を採用している Niger と Kano 州などのその他の州では、イスラム教徒が、刑事事件の裁判所としてコモンローの裁判所を選択することを認めている。市民団体は、一部の Qadis (シャリア法判事) は、女性が犯した姦通罪や私通罪に対して、同じような罪状の男性よりも厳しい罰則を適用しており、女性を有罪とするより男性を有罪とする方が強力な証拠が必要であると訴えている。報告期間中、姦通罪や私通罪で裁判所が起訴した事例は報告されていない。

コモンロー裁判所では、女性あるいはいかなる団体による証言を禁止する法律はなく、またこれらの証言を軽視するような法律もない。しかし、シャリア裁判所は通常は、女性や非イスラム教徒の証言を軽視する傾向にある。

ナイジェリア政府は、宗教団体の小学校構内への立ち入りを禁止する方針を続けているが、生徒個人が礼拝場所として認められた場所でその宗教を实践する権利は認めている。憲法は、生徒が非宗教の公立学校において宗教教育を受けることを義務付けていない。CLO などのナイジェリアの NGO は、北部 12 州が、それまで非宗教であった公立学校でイスラム教の教育を義務化したと訴えている。いくつかの州当局は、学校は生徒に対し、自分の宗教以外の宗教の授業に出席する義務はないとしており、生徒は自分の宗教の信者である教師に対して、代わりの授業を行うように要求することができると反論している。しかし、北部では“キリスト教の知識のある”教師が少ないことが多く、南部では“イスラム教の知識のある”教師が少ないことが多い。

イスラム教徒が大半を占めている北部の州に住むキリスト教徒は、地方政府の役人がしばしば区画整理規制を理由にして、新しい教会建設を差し止めたり遅らせたりすると述べている。キリスト教徒が大半を占めている Kaduna 州南部に住むイスラム教徒は、地方政府の役人がモスク建設を妨害したと主張している。南部の一部の地域では、イスラム教徒が、モスクとイスラム学校の建設許可を与えない地方政府を非難している。地方政府は、新しい教会およびモスクの建設計画の多くは、宗教的な目的のための区画ではない住宅地に計画されており、その宗教のいかにかわらず、承認委員会は膨大な申請の処理に追われていると回答した。

シャリア法は、非イスラム教徒の民事および刑事訴訟では適用されないが、公立学校、医

療施設、輸送機関における男女の分離などのシャリア法にもとづく社会規則が、北部で少数派の非イスラム教徒にも影響を及ぼしている。一部の社会習慣や規範は、ナイジェリアにイスラム教が到来する前から行われているものである。

Kano 州は、公共の場での飲酒を禁じるシャリア法の規定に従い、公共の場での飲酒および酒類販売に対して厳しい罰金と禁固刑を定めている。しかし、報告期間中に非イスラム教徒が処罰されたという報告はない。この禁止規定にもかかわらず、Kano 州のホテルのバーやレストランでは飲酒が可能である。北部の一部の州では、政府の役人が、軍や警察の施設などの連邦政府の施設を除き、酒類の販売および公共の場での飲酒を制限している。

Zamfara 州では、宗教上の問題があるとする地方政府が、交通機関と医療施設における男女の分離を義務付ける法律を施行した。交通機関における男女混乗禁止は、自家用車には適用されていないようである。2005 年の報告期間中、Kano 州は、民間のオートバイ・タクシーが、女性を乗客とすることを禁じていた。Kano 州のシャリア法執行委員会は、この禁止規定を定める誘因として、Kano 州の女性住民から繰り返し苦情が出されていたことを明らかにした。この禁止規定の対象となるのはイスラム教徒の女性のみであり、非イスラム教徒の女性は引き続きオートバイ・タクシーを利用することができる。女性のための適切な交通機関の確保の必要性に対応し、Kano 州は、イスラム教徒の女性の輸送機関としてインドで利用されている乗り物を購入した。この乗り物は北部のその他の州や FCT でも使用されている。

宗教の自由の侵害

憲法は死刑を認めている。シャリア法裁判所およびコモンロー裁判所は、死刑判決を下しているが、本レポート対象期間においてシャリア法にもとづく死刑が執行されたことはなかった。

ナイジェリア司法支援会議は、2004 年以降、Bauchi 州のシャリア裁判所が下した 50 件の判決および死刑判決に対して異議を申し立てている。

シャリア法にもとづき有罪となったイスラム教徒には、窃盗、公共の場での飲酒、売春などの軽い罪の場合には、公開鞭打ちの刑が言い渡されている。これまでとは異なり、本レポート対象期間においては、州がシャリア裁判所の判決に従い、手足切断や鞭打ちの刑を執行したという報告はなかった。様々な理由で、多くのシャリア法訴訟の判決に対して、異議申し立てあるいは刑の執行が保留されている。これには、Jigawa、Bauchi、Niger、Kano、Zamfara の各州において手足切断や石打ちの刑が言い渡されたケースが含まれてい

る。Bauchi の住民である Ade Dabo が関与した 2003 年のケースでは、2 人の未成年女性に対するレイプの容疑で石打ちの刑が言い渡されたが、Bauchi 州の新知事は確認のため刑の執行を差し控えている。確認されて刑が執行されれば、2000 年にシャリア法の刑罰が再導入されて以来、2 件目の石打ちの刑執行となる。

人権団体は、シャリア法で有罪判決を受けた多くの先住民が、法廷で弁護士を立てることのできる自分の権利について知らなかったことを報告している。

シャリア法適用を拡大した多くの州が、州政府が資金を提供している Hisbah と呼ばれる団体による同法の執行を是認している。いくつかのケースでは、これらのグループは、逮捕権限を与えられているが、交通監視や市場における商業活動の取り締まりがもともとの任務である。本レポート対象期間中、Zamfara、Niger、Kano 州において Hisbah グループが活動した。

ナイジェリアにおいて、宗教上の理由による受刑者あるいは拘留者の報告はない。

改宗の強制

米国から誘拐されたり不法な手段で連れ出された未成年の米国民などに対する改宗の強要あるいはこれらの市民の米国帰国禁止などの報告はなかった。シャリア刑法を再導入した北部 12 州では、背教や他の宗教に改宗したイスラム教徒が処罰されることはなかった。

セクション 社会的虐待と差別

キリスト教徒とイスラム教徒の間の緊張関係は、いくつかの地域に残っており、表面的には社会経済的あるいは政治的な性格の紛争が、実際には宗教にもとづいて人々が分断されている状況である。過去の報告期間とは異なり、宗教団体を狙った大きなテロ事件はなかった。他の地域や世界の他の国で起こった事件、特に、宗教に関連する事件が、宗教団体間の緊張を高めている。

宗教の違いが、地域、部族-民族、職業の違いを映し出していることが多い。例えば、中央ベルト地帯の多くの地域では、イスラム系 Fulani 族は、牧畜に携わることが多く、イスラム系 Hausa 族とキリスト系 Igbo 族およびその他の部族は、農業あるいは都市部の労働に携わっていることが多い。その結果、民族、宗教、経済、土地利用に関する競争は、しばしば、当事者間の宗教の違いと関係している。

未確認であるが、キリスト教徒のグループを狙った数件のテロ事件が報告されている。

Kastina 州と Borno 州では、預言者モハメドを風刺した漫画への抗議が引き金となって起こった 2006 年のテロに対して地域の宗教指導者および原住民の指導者が定期的に会議を開催した。この地域では、根底に社会経済的な問題があることから、宗教抗争が事件を引き起こしやすい状況が続いている。

2005 年の Sokoto 州でのスンニ派とシーア派間のテロによる紛争に対応して、Sultan of Sokoto は、宗教の違いを乗り越えた共存を推進するために地域の宗教指導者との協議を定期的に行った。

Plateau 州の地域社会では、暴力事件が引き続き発生しているが、過去の報告期間に発生したほどの規模ではない。

学校当局は、校内の宗教グループを代表する学生リーダーの協力を得て、2004 年に Bauchi 州の主要大学において同大のキリスト教組織のリーダーが殺害された事件によって生じた緊張関係を緩和させるための異宗教間の対話を進めている。

法律は、雇用やその他の場での宗教を理由とする差別を禁じている。しかし、民間企業は、採用や購入の際に、宗教あるいは民族にもとづく差別を行うことが多い。ほぼすべての州で、“原住民”グループと“移住者”グループ間に民族意識に根ざした対抗心が存在し、それが、少数民族や少数数強に対する社会的差別を生んでいる。

宗教上の理由から地域の年齢別会合や女性の会合への出席を拒否した Jehovah's Witnesses の信者に対する社会的虐待や差別の事例が少数であるが見られる。過去においては、Abia 州の集落が、これらの信者に対し、公共市場で商品を販売する権利や、公共の飲み水を汲む権利を否定し、これらの信者を排斥することがあった。本レポート対象期間末において、検察庁長官が、2003 年に Abia 州で女性の会合への出席を拒否した Jehovah's Witnesses の信者の女性を暴行し(その中のひとりを死亡させた)として訴えられた複数の人物をまだ起訴していないと報じられた。また、未確認であるが、Abia 州のいくつかの集落では、魔女狩りのために集落が徴収している課金の支払いを宗教上の理由から拒否した Jehovah's Witnesses の財産を差し押さえあるいは破壊したとする報告がある。

非イスラム教徒の多くが、シャリア刑法の施行で自分たちの生活が変わるのではないかと恐れたが、非イスラム教徒の多くにとって日常生活に変化はなかった。一部の州および地方政府は、政治的な理由から新しいシャリア法を厳格に解釈しているが、ほとんどの州で

はシャリア法の解釈や施行はそれほど厳格に行われていない。また、イスラム社会の中でも、シャリア法に関して、刑法の側面よりも社会正義や貧困者への慈善を謳った教義の方に関心が移っていく傾向があらわれはじめている。イスラム系の学者や多くの弁護士は、貧困者やシャリア法の下での自分の法的権利についての情報を与えられていない人たちへの教育活動を開始している。一部の弁護士は、厳しい刑罰が下される可能性のある被告である原住民に対して無料で弁護活動を提供している。

北部の州では、いくつかの集落のメンバーが、他の宗教に改宗したイスラム教徒に対して圧力を加えたり、排斥しているという報告がある。

セクション 米政府の政策

米大使館は、連邦政府、州政府、地方政府の役人および著名な民間人と宗教の自由の問題について定期的な話し合いを行っている。米大使館は、キリスト教徒とイスラム教徒の間の協調を推進に特に力を入れている。報告期間中、大使館の職員は、全国を訪れ、この政策効果がさらに及ぶようにキリスト教およびイスラム教指導者との会議を開催した。

ナイジェリアの約 7 千万のイスラム教徒の大半が住んでいる北部ナイジェリアへの関与を強め、政策を浸透させるための取り組みの中で、米政府は、イスラム教徒対策の中心となる新たな政務官ポストを新設し、任命し、Hausa において北部のほとんどの人が話すリンガフランカの訓練を行った。

2007 年 9 月 14 日発表